

第1項 身近な自然環境空間の形成

高麗山や鷹取山などの豊かな山林や緑地、こゆるぎの浜などの美しい風景や貴重な生態系など、優れた自然環境の保全に努めます。

また、身近に自然とふれあうことができるよう、海岸や河川、里山などの人と自然がふれあい、楽しめる環境づくりを促進します。

【施 策 の 体 系】

~~~~~	
第1節 自然環境	1. 自然環境の保全 2. 自然景観の形成
~~~~~	
第2節 公園・緑地	1. 緑化の充実 2. 特色ある公園づくり
~~~~~	
第3節 海岸	1. 海岸の保全
~~~~~	

第1節 自然環境

【現況と課題】

- ・ 本町は、高麗山、鷹取山と、それに連なる丘陵地の緑地や屋敷林、そして美しい自然海岸とがあいまって良好な自然環境を形成しており、この豊かな自然環境は、自然災害の被害を軽減し、大気浄化や水資源をかん養するとともに、優れた景観として町民にやすらぎをもたらしています。

この豊かな自然環境を保全し、地域の特色を生かした景観づくりを進めていくため、2000年（平成12年）には環境基本条例を制定し、良好な環境の保全に努めています。

今後とも、山の緑と海の恵みを受けた豊かな自然や、歴史ある文化資源を守り育てていくことにより、このすばらしい環境を次の世代に大切に引き継いでいく必要があります。

そのため、自然の尊さを理解し、町民、事業者、行政が一体となり、豊かな自然環境の保全に対する具体的な取り組みを進めていくことが必要となります。

【施策の方向】

- ・ 『大磯町環境基本計画』、『大磯町緑の基本計画』、『大磯町まちづくり基本計画』を推進し、多様な自然環境の保全を進めます。

【施策の概要】

1. 自然環境の保全

（1）自然環境の保全

- ア. 風致地区※¹や特別緑地保全地区※²の指定などにより、自然環境の保全を図るとともに、みどり基金などの活用による緑の保全や育成を推進
- イ. 豊かな自然生態系として森林が持つ多面的機能を活かした保全策や管理手法を検討
- ウ. 里山の森林資源を活用した活動に対する支援や啓発活動を促進

（2）ふれあい機会の創出

- ア. 町民参加による環境や生態系についての調査・研究を推進
- イ. 生き物の生息環境の保全に対する意識啓発の推進
- ウ. 森林資源や生き物などとのふれあいによる体験学習や自然学習など、自然環境とのふれあいの機会を創設



2. 自然景観の形成

(1) 地域特性を活かした自然景観の形成

- ア. 自然景観の基礎となっている丘陵や、海岸景観を形成している松林の維持・保全を推進
- イ. 県の施策との整合性を図り、『大磯町景観計画』を策定
- ウ. 景観計画に基づき、地域特色を生かした自然景観の形成を推進

【数値目標】

評価指標	現況(2005年度)	2010年度目標数値
風致地区の面積	Oha	373.63ha

【主な実施項目】

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画の策定 ・ 風致地区、特別緑地保全地区の指定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観条例の制定 ・ 自然体験学習講座等の開催 |
|---|---|

【用語説明】

- ※1 風致地区 … 都市計画に定められる地域地区の一つで、自然景勝地や公園、歴史的遺産、緑豊かな住宅地など、都市の風致（自然の趣、味わい）を維持するため指定される地区。
- ※2 特別緑地保全地区 … 都市計画法に基づく地域地区の一つ。指定要件等は都市緑地法に定める。昭和40年代後半の高度経済成長のひずみにより、生活環境の悪化は大都市圏だけでなくってきた。こうした中で地域住民の健康で文化的な都市生活の確保に寄与し、良好な都市環境の形成に資する緑地を保全するため指定する地区。この地区内では、通常の管理行為以外は厳しく制限され、その代償として土地の買い入れ制度が設けられている。

第2節 公園・緑地

【現況と課題】

- ・ 公園や緑地は、地域のコミュニティ活動や憩いの場として、さらには災害時の避難場所となるなど多目的な機能を有しており、潤いとやすらぎを醸成しています。

しかしながら、都市化の進展により、市街地樹林や樹木は減少傾向にあり、緑の保全とともに市街地に新たに緑を増やすことが、これからのまちづくりにおける重要な課題ともなっています。

本町では、2003年（平成15年）に「広がる海と緑豊かな山が語り合うまち大磯」を緑の将来像とする『大磯町緑の基本計画』を策定し、計画的な公園整備や、良好な環境・景観を形成している樹林地や水辺地などの積極的な保全施策を講じています。

また、スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、2004年（平成16年）には、大磯運動公園を整備しました。

今後は、地域特性や自然環境などに合わせた、特色ある公園整備や、緑化における町民意識の啓発など、町民と行政が一体となり、まちぐるみで緑化を推進していく体制の整備や管理・運営などにおける取り組みを進めていくことが必要となります。

【施策の方向】

- ・ 町民と行政が一体となり、緑地の保全と緑化の推進を図る協力体制を進め、緑を守り育てることの大切さについて、町民意識の啓発や実践活動への取り組みに努めます。
- ・ 町民が身近に利用する公園・緑地や、憩いと交流の場となる緑の拠点整備、また、海岸部や河川における豊かな水と緑の環境保全を図るネットワークづくりを推進します。

【施策の概要】

1. 緑化の推進

（1）緑化推進体制の整備

- ア. 豊かな水と緑の環境を活用し、自然を通して互いに学び、体験し、理解を深める交流環境づくりを推進
- イ. 水と緑の保全と育成、創造に向け、町民、行政、事業者、農林漁業者などが相互に力を発揮した緑化活動を推進
- ウ. 水と緑の歴史、文化・情報などを次代に伝えられるような体験活動や学習教室の開催など、緑化に対する意識の高揚を推進
- エ. 水と緑を守り、育て、創造するための様々な活動に対する支援や人材の育成など、まちぐるみで緑化運動を推進

(2) 市街地緑地の保全

- ア. 道路や河川の整備などにおける、緑の拠点や公園、緑地、公共施設などを結ぶ水と緑のネットワークの形成
- イ. 幹線道路や歩道幅員の広い道路における街路樹や植樹帯への植栽や、学校および公共公益施設における樹木や花の植栽などによる緑化の推進
- ウ. **建築協定**※1や**緑地協定**※2の活用、宅地における生け垣設置の奨励、庭木の維持管理を支援するサポート体制の構築など、宅地内緑化を推進
- エ. 事業所の新增設時における敷地内緑化や**屋上緑化**※3の促進など、事業所内緑化を推進

2. 特色ある公園づくり

(1) 公園づくりの推進

- ア. 地域特性や周辺環境に配慮した特色ある公園づくりの推進
- イ. 高齢者の健康増進から子どもの自由な遊び場の確保など、多様性のある公園としてのリニューアルを検討
- ウ. 町民からの用地提供や借地公園方式の活用など、町民や事業者などとの連携や協力などによる新たな手法を用いた公園づくりを推進
- エ. 幅広い世代が集い、憩い、交流する場として、豊かな自然環境を生かした「万台こゆるぎの森」の整備を推進



(2) 公園の管理運営

- ア. 地域住民やボランティア団体などとの協働による管理運営体制を構築
- イ. **住区基幹公園**※4における適正な維持管理と、さらなる利用促進の向上

(3) 運動公園の管理運営

- ア. 民間活力を活かした管理運営形態への移行を検討
- イ. インターネットを活用した施設利用システムの推進
- ウ. 運動やレクリエーションを中心に、各種催しの開催など、多目的な活用による効率的な使用形態を計画的に推進



【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
一人当たりの施設緑地の面積	42.55 m ² /人	45.59 m ² /人
町民参加型の公園づくり数	0箇所	3箇所

※「一人当たりの施設緑地の面積」は現況数値は2001年度の数値

【主な実施項目】

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい推進運動 ・町民参加型の公園づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入 ・「万台こゆるぎの森」の整備 |
|--|---|

【用語説明】

- ※1 建築協定 … 住宅地としての環境や商店街の利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態等に対し、法の規定より厳しい基準を住民が自発的に定め、お互いに守っていく建築基準法に基づく協定。
- ※2 緑地協定 … 都市計画法に基づき一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者などが市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定。
- ※3 屋上緑化 … 建物の屋上スペースに樹木や草花等を植栽すること。
- ※4 住区基幹公園 … 主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に分類される。

第3節 海岸

【現況と課題】

- ・ 本町は、太平洋に面し延長約5.4kmの海岸線を有し、アオバトの飛来地や日本の渚百選に選ばれた照ヶ崎海岸をはじめ、日本最初の海水浴場など、優れた海浜景観や自然環境に恵まれています。

また、海岸の環境保全や近年におけるレジャー・レクリエーション需要に対しては、1995年（平成7年）に制定した「大磯町海岸自動車等乗入れ禁止条例」により、海岸動植物の保護や海岸利用者の安全確保を図っており、美化キャンペーンや教育活動を通じた海岸清掃など、町民や海岸を利用する人たちへの意識向上に向けた取り組みを行っています。

今後とも、優れた海浜環境の保全を図るため、動植物の保護や海岸清掃などの取り組みを継続的に推進していくことや、高潮や津波による被害から、町民の生命や財産を守るための取り組みが急務の課題となっています。

また、大磯港を核とした観光振興など、海岸の多様な活用を図ることも必要となってきます。

【施策の方向】

- ・ 海岸の優れた自然環境の保全・啓発や、海岸の有する多様な機能を活かした町民余暇の向上や観光振興を図るとともに、高潮や津波、浸食などから町民の生命と財産を守るため海岸の保全に努めます。



【施策の概要】

1. 海岸の保全

(1) 海岸保全対策の推進

- ア. 町民や関係団体との協働により、海岸動植物の保護や清掃活動など、優れた自然環境の保全を推進
- イ. 学校教育や生涯学習活動を通じ、自然や環境に対する啓発活動を促進
- ウ. 豊かな自然環境を生かした町民余暇の向上や観光振興の推進を図るとともに、関係機関などと連携し、海岸利用に対する安全確保やルールづくりを促進
- エ. 海岸の浸食や堆積などによる保全や管理の強化を、海岸管理者に対し要望するとともに、海浜景観を形成している松林の維持・保全を推進

2. 海岸の安全対策

(1) 高潮・津波への対策

- ア. 周辺の環境や景観に配慮した中で、・川や金目川（花水川）などの河口付近においての高潮・津波対策を県に要望
- イ. 海岸利用者に対する津波周知対策を推進
- ウ. 防潮堤門扉の開閉自動化を促進

【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
防潮堤門扉自動開閉式装置設置数	2箇所	7箇所

【主な実施項目】

- | | |
|--------------------|---------------|
| ・みなとまちづくり | ・松食い虫からの被害対策 |
| ・防潮堤門扉自動開閉式装置の設置促進 | ・高潮、津波からの対策促進 |

第2項 良好な地域環境の形成

町民、行政、事業者などあらゆる主体が適切な役割分担のもとに、それぞれに、または連携して環境保全や美化活動の促進を図ります。

また、生活関連施設としての根幹である公共下水道や合併処理浄化槽の整備・普及を推進するとともに、環境に負荷の少ないくらしや自然エネルギーの活用などを進め、身近な地域環境の保全を図ります。

【施 策 の 体 系】

~~~~~  
第1節 環 境 保 全

1. 環境保全対策の推進
2. 生活環境対策の推進
3. 河川の整備

~~~~~  
第2節 生 活 排 水

1. 生活排水処理の推進
- ~~~~~

第1節 環境保全

【現況と課題】

- ・ 地球温暖化現象、酸性雨、海洋汚染など、様々な環境問題を地域の環境課題として捉え、私たちの日常生活や事業活動が地球環境と深い関わりがあることを認識し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式や事業活動を見直し、環境への負荷の少ない持続可能な地域社会を形成していくことが求められています。

また、衛生的で住みよい環境を維持するため、観光客を含めた町民意識の啓発活動やマナー向上など、町民・地域が一体となった環境保全に向けた取り組みを展開していくことも必要となります。

このため、本町では、2000年（平成12年）に「環境基本条例」を制定し、2003年（平成15年）には行政、町民、事業者が一体となり環境問題に取り組んでいくための『大磯町環境基本計画』を策定し、環境施策の展開を図っております。

【施策の方向】

- ・ 町、町民、事業者、滞在者が協力・連携し、環境負荷の低減や身近な環境をより良いものにしていく環境活動や美化運動を推進します。

【施策の概要】

1. 環境保全対策の推進

（1）公害防止対策の推進

- ア. 自動車利用の抑制、**アイドリングストップ**※1、低公害車導入の普及・啓発など、自動車利用における環境負荷の抑制を推進
- イ. 大気汚染物質の排出削減、悪臭防止の指導、**公害防止協定**※2の締結など、工場や事業者における環境負荷の抑制を図るとともに、有害化学物質に関する情報や**P R T R制度（環境汚染物質排出・移動登録制度）**※3に関する情報提供や意識啓発を推進
- ウ. ダイオキシン類の発生を防止するため、屋外燃焼行為などに対する指導を徹底
- エ. 農業事業者に対する家畜糞尿などの適正管理指導を推進

（2）資源エネルギー対策

- ア. 行政自らが率先して資源再利用や省・新エネルギー対策に取り組むとともに、町民・事業者に対する情報提供や意識啓発を進め、環境に優しい資源・エネルギー型生活様式の定着を促進
- イ. **グリーン購入**※4など、環境にやさしい製品の積極的な購入に向けた取り組みを推進

2. 生活環境対策の推進

(1) 環境美化の推進

- ア. ごみのポイ捨て禁止や、持ち帰り運動などの意識啓発活動を進めるとともに、町民との連携による、地域ぐるみでの環境美化活動を推進
- イ. 警察、県、関係機関などとの連携による不法投棄パトロール活動や監視体制を強化
- ウ. **アダプト制度**※5を導入し、地域住民による美化活動を促進
- エ. 環境の改善や美化に対するマナー向上の促進を図るため、迷惑防止に関するルールづくりを検討

(2) 犬・猫対策の推進

- ア. 飼い犬登録や狂犬病予防接種の向上を推進
- イ. 実態調査や広報紙などを利用しての啓発活動により、適正な飼育や飼い主のモラル向上を促進

(3) 火葬場・墓園墓地への対応

- ア. 近隣自治体との調整のもと、広域的な対応により火葬場確保を推進
- イ. 将来需要や環境との調和を前提とした墓園・墓地を検討



3. 河川の整備

(1) 管理河川の整備

- ア. 県管理河川である金目川（花水川）右岸の整備や不動川、・川、砂防指定地域の谷戸川、境川の改修整備を促進
- イ. 町管理河川・水路の未改修部分などの改修整備や、安全点検等の管理体制を強化するとともに、三沢川沿線の低地部分の浸水対策を推進
- ウ. 生態系に配慮した水域の緑化や親水性のある河川整備を促進

(2) 河川環境の保全

- ア. 合成洗剤の使用抑制や石けん使用の促進など、県、関係機関、事業者、町民との連携・協力により、河川水質の改善に対する啓発活動や、河川流域の美化活動を推進
- イ. 公共下水道事業や合併処理浄化槽の普及拡大などによる、河川の水質保全対策を推進

【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
不法投棄件数	44件	0件
二級河川の治水安全度達成率	60.6%	77.9%

【主な実施項目】

<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の改訂 ・環境測定の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・アダプト制度の導入 ・血洗川の改修整備
--	---

【用語説明】

- ※1 アイドリングストップ … 停止している自動車のエンジンを回したままの状態をアイドリングといい、アイドリングストップは赤信号などで自動車が停止中にエンジンを切ること。
- ※2 公害防止協定 … 公害防止のひとつの手段として、地方公共団体や住民等が企業との間で締結する協定をいい、企業の責務内容を法令より厳しく定め、企業が自主的に公害防止に努めるもの。
- ※3 PRTR制度（環境汚染物質排出・移動登録制度） … 化学物質を取り扱う事業者が、化学物質の環境中への排出量や廃棄物として外部へ移動した量を自ら把握してこれを行政に報告し、行政はデータを取りまとめて公表する制度。
- ※4 グリーン購入 … 商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷が出来るだけ少ないものを優先的に購入すること。
- ※5 アダプト制度 … 住民の身の回りの公園や河川などを住民が自分たちのものとして、定期的に環境美化活動や維持管理している場所を実施団体などを表示する制度。

第2節 生活排水

【現況と課題】

- ・ 本町の公共下水道事業は、相模川流域関連公共下水道事業として、整備面積を682.73ha、計画処理人口を35,600人、目標年次を2020年度（平成32年度）とした全体計画の中で事業認可を受け、1992年度（平成4年度）に、高麗三丁目地区の供用を開始して以来、下水道幹線や枝管整備を行い、生活環境の改善や公共用水域の水質保全に努めております。

2004年度（平成16年度）末までに、約172haの供用を開始し、下水道普及率は33.3%となっておりますが、将来人口予測をはじめ社会的・経済的情勢の変化などから、当初計画していた区域まで整備が進んでいない状況から、将来人口予測をはじめ、経済性や地域特性を考慮した計画の見直しを行う必要に迫られています。

今後は、事業認可の延伸を図りながら、『生活排水処理計画』との整合性をとりつつ全体計画の見直しを行うことにより、快適な生活環境が享受できる整備を推進していくとともに、供用開始区域内における公共下水道の接続普及に努めていく必要があります。

また、合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の導入などにより、健全な水環境を確保し、良好な生活環境の形成に努めていくことも重要となってきます。

【施策の方向】

- ・ 居住環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全などを図るため、公共下水道施設整備や維持管理を計画的かつ効率的に推進するとともに、個別処理による生活排水処理対策を進めていきます。

【施策の概要】

1. 生活排水処理の推進

（1）公共下水道事業の推進

- ア. 将来人口予測をはじめ、経済性や地域特性を考慮して、全体計画の見直しや事業認可の延伸を推進
- イ. 事業認可区域における整備計画の適正管理や、幹線・枝管整備を推進
- ウ. 特定施設からの排水流入の水質検査や適正管理に対する指導に努めるとともに、既設下水道管やマンホールなどの維持管理や修繕を推進
- エ. 供用開始区域内の水洗化工事に対する助成・啓発による水洗化を推進

（2）個別処理対策の推進

- ア. 合併処理浄化槽設置に対する補助を推進するとともに、合併処理浄化槽維持管理事業の制度化を検討
- イ. 浄化槽の適正な維持・管理に対する普及・啓発を推進

【数値目標】

評価指標	現況（2005年度）	2010年度目標数値
下水道処理人口普及率	33.7%	58.9%
合併処理浄化槽設置整備事業補助件数	0件	50件

【主な実施項目】

- ・生活排水処理基本計画の改訂
- ・公共下水道汚水幹線、枝線の整備
- ・大型マンホールポンプの整備
- ・合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の導入



凡例	
---	行政区域
—	全体計画
■	事業認可区域
.....→	流域下水道幹線
→	汚水幹線

第3項 循環型地域社会の形成

環境にやさしいくらしの実現を図るため、町民、行政、事業者が協力し、家庭や事業所における廃棄物の再利用や、資源の循環利用などを進める循環型社会の構築を促進します。

【施 策 の 体 系】

~~~~~  
第1節 廃棄物処理

1. ごみ処理の推進

2. し尿処理の推進

~~~~~

第1節 廃棄物処理

【現況と課題】

- ・ これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を根本的に見直し、再利用や再資源化などを進め、環境への負荷を可能な限り抑制した、循環型社会の形成が急務となっています。

本町においては、2003年（平成15年）に『一般廃棄物(ごみ)処理基本計画』を見直し、排出抑制や資源化、最終処分の数値目標を掲げ、町、町民、事業者の連携により、資源化、減量化に努めていますが、2004年度（平成16年度）には、1年間で12,933 t、1日約35 tの量のごみが排出されています。

今後は、町、町民、事業者が一体となり、資源化や再生利用、減量化を図ることが、より一層重要であると同時に、多様化しつつある処理方法やごみ処理施設の老朽化などの課題に対して、最終処分の処理方法を含め、広域的な視点での対応が必要となってきます。

し尿処理については、公共下水道事業が進んでも、し尿および浄化槽汚泥など一定の処理需要が見込まれるため、今後とも適正な処理を引き続き行っていく必要がありますが、施設の老朽化や処理規模の縮小に対応した、効果的な運営方法の見直しを広域的な視点にたって対応することが必要となってきます。

【施策の方向】

- ・ 発生抑制を最優先とし、町、町民、事業者が一体となり、ごみの減量化や資源化を進めるとともに、近隣市町との連携により、広域的な対応による処理体制を推進します。
- ・ し尿処理施設の適正な維持・管理に努めるとともに、近隣市町との連携により、広域的な対応による処理体制を推進します。

【施策の概要】

1. ごみ処理の推進

(1) 減量化の推進

- ア. 『一般廃棄物(ごみ)処理基本計画』に基づき、生ごみの減量化、使い捨て商品の使用抑制、マイバック使用の促進など、排出抑制に関する情報提供や啓発活動を推進
- イ. コンポスト容器のあっせんや、電動生ごみ処理機の購入補助の推進
- ウ. 「**おおいそ廃棄物減量化等推進員制度**」※¹など、町、町民、事業者が一体となり、ごみの減量化を推進

(2) 資源化の推進

- ア. 『一般廃棄物(ごみ)処理基本計画』、生ごみの堆肥化、ごみの排出ルールの徹底、分別収集、リサイクル・リターナブル製品の利用促進など、資源化に関する情報提供や啓発活動を推進
- イ. 各種リサイクル制度や新たな資源ごみ品目に対応した、分別品目や収集頻度の見直しを推進

- ウ. 「ごみ減量・リサイクル協力店制度」※2や「(仮称)環境保全協力店制度」※3など、町、町民、事業者が一体となり、ごみの資源化を推進

(3) ごみ処理広域化の推進

- ア. 『神奈川県ごみ処理広域化計画』に基づく、ごみ処理の広域化を推進
- イ. 焼却施設など、既存の廃棄物処理施設の適切な維持管理に努めるとともに、ごみ処理の広域化に伴う処理施設の整備を推進

2. し尿処理の推進

(1) し尿処理体制の推進

- ア. 公共下水道の普及による、くみ取り世帯の減少に伴う処理手数料の賦課方法を検討
- イ. 施設の老朽化に伴う定期的な修繕や適正な維持管理の推進
- ウ. 処理施設の広域化を進めるとともに、委託、民営化による運営などの手法を検討

【数値目標】

評価指標	現況(2005年度)	2010年度目標数値
1人1日の平均ごみ排出量	1,116g/人・日	944g/人・日
(仮称)環境保全協力店の数	0店舗	10店舗

※「1人1日の平均ごみ排出量」の現況数値は2003年度現在

【主な実施項目】

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)環境保全協力店制度の創設 ・ごみ処理の広域化 | <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機の普及拡大 ・し尿処理の広域化 |
|--|---|

【用語説明】

- ※1 おおいそ廃棄物減量化等推進員制度 … 推進員に認定された町民がごみの減量化や適正な分別などについての普及啓発や排出指導を行う制度。
- ※2 ごみ減量・リサイクル協力店制度 … ごみの減量やリサイクル活動を積極的に実施する小売店舗を大磯町ごみ減量・リサイクル協力店に認定する制度。
- ※3 (仮称)環境保全協力店制度 … ごみ減量や環境保全に取り組む協力店を町が指定し、ポスターやステッカーなどでPRする制度。